



2025 年 11 月 10 日

各 位

会社名	株式会社フォーラムエンジニアリング (コード番号：7088、東証プライム市場)		
代表者名	代表取締役兼 社長執行役員	佐 藤	勉
問合せ先	広報・IR 部 上席執行役員	千 葉	宣 行

(電話：03-3560-5505)

会 社 名	KJ003 株式会社	
代表者名	代表取締役	バーク・マレック

**KJ003 株式会社による
株式会社フォーラムエンジニアリング（証券コード：7088）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

KJ003 株式会社は、本日、別添の「株式会社フォーラムエンジニアリング（証券コード：7088）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、KJ003 株式会社（公開買付者）が、株式会社フォーラムエンジニアリング（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

本日付「株式会社フォーラムエンジニアリング（証券コード：7088）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 KJ003 株式会社
代表者名 代表取締役 パーク・マレック

**株式会社フォーラムエンジニアリング（証券コード：7088）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

KJ003 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社フォーラムエンジニアリング（証券コード：7088、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。公開買付者は、本公開買付けを通じ対象者株式及び本新株予約権（以下「対象者株式」及び「本新株予約権」を総称して「対象者株券等」といいます。）を取得及び所有し、本両公開買付け（以下に定義します。）成立後に、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業として 2025 年 10 月 22 日に設立された株式会社であり、本日現在、その発行済株式の全てを 2025 年 10 月 22 日に設立された株式会社である KJ003 Group 株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が所有しております。また、公開買付者親会社は、本日現在、その発行済株式の全てを 2025 年 10 月 22 日に設立された株式会社である KJ003 HD 株式会社（以下「公開買付者祖父母会社」といいます。）が所有しており、公開買付者祖父母会社は、本日現在、米国デラウェア州設立の投資顧問会社である Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。）によって間接的に運営されている、カナダ国オンタリオ州法に基づき 2025 年 10 月 14 日に設立されたリミテッド・パートナーシップである KJ003 Investment L.P.（以下「KKRファンド」といいます。）が、その発行済株式の全てを所有しております。なお、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、KKR及びKKRファンドは、本日現在、対象者株券等を所有していません。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本取引は、①本公開買付け、②対象者の主要株主かつ筆頭株主である株式会社ラテールホールディングス（以下「ラテールホールディングス」といいます。）を含む対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の取得を目的とした、対象者による自社株公開買付け（以下「本自社株公開買付け」といい、本公開買付けと総称して「本両公開買付け」といいます。）を実施するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした（i）対象者によるA種種類株式（注1）の新設に係る定款変更（以下「本定款変更」といいます。）、（ii）公開買付者を引受人とする当該A種種類株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）（注2）、公開買付者による対象者への貸付け又は対象者による公開買付者に対する社債の発行（注3）及び（iii）会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資」といいます。）（注4）、③本自社株公開買付け、並びに④本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株券等の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できていない場合に実施する、会社法第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことを通じた、対象者の株主（対象者を除きます。）を公開買付者のみとするための一連の手続により構成されます。なお、本自社株公開買付け後、対象者の創業者かつ第二位株主である大久保泉氏（以下「大久保泉氏」といいます。）が代表取締役を務める大久保泉氏及びその親族の資産管理会社である株式会社ラテールネクストは、ラテール

ルホールディングスから本自社株公開買付けで得た金銭を借り入れることにより取得する金銭を原資として、公開買付者祖父母会社が発行するA種種類株式（注5）及び優先株式（注6）の引受け（以下「本再出資」といいます。）を行うことを予定しております（注7）。

- （注1）公開買付者が取得することを予定している対象者が発行するA種種類株式は、無議決権株式であり、株式又は金銭を対価とする取得条項（対象者がA種種類株主から株式又は金銭を対価としてA種種類株式を取得できる権利）及び株式又は金銭を対価とする取得請求権（A種種類株主が対象者に対して株式又は金銭を対価としてA種種類株式を取得することを請求する権利）はいずれも定められない予定です。また、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては、普通株式と同順位となる予定です。
- （注2）公開買付者が引受けるA種種類株式に議決権がない理由は、対象者株式の議決権の希薄化を発生させないことを意図したものです。
- （注3）公開買付者は貸金業法（昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。）に基づく貸金業者ではないため、公開買付者による対象者への貸付けを行うことが法令上認められない場合には、対象者による公開買付者に対する社債の発行を行うことを想定しております。
- （注4）本減資においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。
- （注5）株式会社ラテールネクストが取得することを予定している公開買付者祖父母会社が発行するA種種類株式は、無議決権株式であり、普通株式を対価とする取得条項（公開買付者祖父母会社がA種種類株主から普通株式を対価としてA種種類株式を取得できる権利）を定める予定ですが、金銭を対価とする取得条項及び株式又は金銭を対価とする取得請求権（A種種類株主が公開買付者祖父母会社に対して株式又は金銭を対価としてA種種類株式を取得することを請求する権利）はいずれも定められない予定です。また、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては、普通株式と同順位となる予定です。
- （注6）株式会社ラテールネクストが取得することを予定している公開買付者祖父母会社が発行する優先株式は、無議決権株式であり、かつ、普通株式及びA種種類株式に優先する順位で剰余金の配当及び残余財産の分配を受けることができる旨の定めがある優先株式であり、金銭を対価とする取得条項（公開買付者祖父母会社が優先株主に対して金銭を対価として優先株式を取得できる権利）を定める予定ですが、株式を対価とする取得条項及び株式又は金銭を対価とする取得請求権（優先株主が公開買付者祖父母会社に対して株式又は金銭を対価として優先株式を取得することを請求する権利）はいずれも定められない予定です。
- （注7）本再出資における公開買付者祖父母会社のA種種類株式及び優先株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（但し、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているものではありません。また、本再出資は、対象者の創業以来安定した大株主としての立場を維持してきた大久保泉氏が、自ら及びその親族の資産管理会社である株式会社ラテールネクストを通じて、本取引の実行後も対象者株式を間接に一定割合保有し続けることで、対象者の経営陣及び従業員をはじめとする関係者の安心感を醸成することにより、対象者の円滑な事業運営を支援することを目的としており、本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、ラテールホールディングス及び対象者との間で、本日付で、基本契約を締結し、ラテールホールディングスが、(i) その所有する対象者株式（19,735,800株、所有割合（注8）：37.07%）（以下「不応募合意株式」といいます。）の全てについて本公開買付けに応募しないこと、(ii) 本自社株公開買付けに不応募合意株式の全てを応募すること、(iii) 本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案

に含む臨時株主総会において、本株式併合、本定款変更、本第三者割当増資及び本減資に関する議案に賛成することに合意しております。なお、ラテールホールディングスは、大久保泉氏が代表取締役を務める大久保泉氏及びその親族の資産管理会社です。

(注8)「所有割合」とは、対象者が本日公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(53,419,200株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(728,659株)を控除した株式数(52,690,541株)に、対象者から同日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(925個(注9))の目的となる対象者株式の数(555,000株)を加算した株式数(53,245,541株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。以下同じです。

(注9)公開買付者が、対象者から2025年9月30日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。目的となる対象者株式の数は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権(第1回乃至第3回新株予約権については、以下「(2)買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に定義します。)のいずれも1個につき600株です。なお、対象者は、2018年10月18日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行い、また、2023年12月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っているところ、対象者によれば、かかる第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の目的となる対象者株式の数は、当該株式分割による調整がなされた後の数であるとのことです。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第1回新株予約権	578個	346,800株
第2回新株予約権	248個	148,800株
第3回新株予約権	99個	59,400株

さらに、公開買付者は、本日付で、大久保泉氏、株式会社ラテールネクスト、対象者の第三位株主であり、大久保泉氏の親族が保有する対象者株式を管理する一般社団法人ラテールネクスト及びラテールホールディングスとの間で、大久保泉氏が所有する対象者株式(3,999,600株、所有割合:7.51%)及び一般社団法人ラテールネクストが所有する対象者株式(3,785,800株、所有割合:7.11%)の全てを本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社フォーラムエンジニアリング

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権(以下(i)から(iii)の新株予約権を「本新株予約権」と総称します。)

(i) 2017年3月22日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年3月24日から2027年3月22日まで)

(ii) 2018年6月26日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年6月28日から2028年6月26日まで)

(iii) 2019年6月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月27日から2029年6月25日まで)

(3) 買付け等の期間

2025年11月11日(火曜日)から2025年12月23日(火曜日)まで(30営業日)

(4) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金1,710円

② 新株予約権

- (i) 第1回新株予約権1個につき、金1円
- (ii) 第2回新株予約権1個につき、金1円
- (iii) 第3回新株予約権1個につき、金1円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	33,509,741 (株)	15,613,500 (株)	— (株)
合計	33,509,741 (株)	15,613,500 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2025年12月30日(火曜日)

(7) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(8) その他

- ・本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主及び本新株予約権者ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的

に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

- ・公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e5（b）の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。
- ・会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

なお、KKRのファイナンシャル・アドバイザーは、SMBC日興証券株式会社です。また、KKRの法務アドバイザーは、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及びシンプソン・サッチャー・アンド・パートレット（Simpson Thacher & Bartlett LLP）です。

本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年11月11日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上